

平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、「新しい生活様式」に対応するためのキャッシュレス化の推進を図るため、事業者や市民等へのキャッシュレス決済の普及啓発を行いつつ、コロナ禍における消費喚起を図り、市内経済の活性化に繋げるために平塚市（以下「市」）が実施する地域経済キャッシュレス化推進事業（以下「本事業」）について、必要な事項を定める。

なお、本事業で扱うアプリはひらつか☆スターライトポイントアプリとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、別紙「地域経済キャッシュレス化推進事業における用語の定義」に定めるところによる。

(ポイントの発行等)

第3条 市は、この要綱の定めるところによりポイントを発行する。この場合において発行するポイント総額は、予算の範囲内において定めるものとする。

2 ポイントを購入することができるのは、当選権を保持した市内在住者とする。ただし、別表1-1に定めるポイントのチャージ期間における市内在住者のポイント購入総額が、前項に規定するポイント発行総額を下回った場合（以下「購入者が少ない場合」）は、市外在住者にも購入の機会を設けることができる。

3 第1項に掲げるポイント1セットの販売価格は、プレミアム分を含めて5,000円とし、販売はセット単位とする。

4 ポイント1セットの使用可能金額は6,000円とする。

5 購入できるポイントは、1人4セットを限度とし、申込した金額までを複数回に分けて購入することができる。なお、購入者が少ない場合は、1人当たりの購入限度額を引き上げることができる。

6 ポイントのチャージ期間及び使用期間は、別表1-1に定めるとおりとする。ただし、この期間は、やむを得ない理由がある場合に限り、必要な周知期間を設けたうえで変更（追加、延長を含む）することができる。

7 ポイントは、その所有者と加盟店の間における対象取引においてのみ使用することができる。ただし、別表2に定めるものは対象外とする。

(マネーの発行等)

第4条 市は、この要綱の定めるところによりマネーを発行する。この場合において発行するマネー総額は、予算の範囲内において定めるものとする。

2 行政ポイントとして付与するマネーは、各事業の定める予算の範囲内において定めるものとする。

3 マネーは、居住地を問わず、個人であれば購入することができる。

4 保有限度額は1人50,000円とし、マネーのチャージ期間中であれば保有限度額までは何度でも購入することができるものとする。なお、本事業の実施状況により保有限度額を変更する必要があると市が判断した場合は、アプリのお知らせ機能に掲載して周知することで保有限度額を変更することができるものとする。

5 マネーのチャージ期間及び使用期間は、別表1-2に定めるとおりとする。ただし、この期間は、

やむを得ない理由がある場合に限り、必要な周知期間を設けたうえで変更（追加、延長を含む）することができる。

- 6 マネーは、その所有者と加盟店の間における対象取引においてのみ使用することができる。ただし、別表2に定めるものは対象外とする。

（マーレの発行等）

第5条 市は、市外在住者から平塚市へのふるさと納税（寄附）に対する返礼品としてマーレを発行する。

- 2 マーレを返礼品として選択できる寄附の受入期間及び使用期限は、別表1-3に定めるとおりとする。
- 3 マーレは、その所有者とマーレ取扱店との間における対象取引においてのみ使用することができる。ただし、別表2に定めるものは対象外とする。

（加盟店等としての登録）

第6条 加盟店等として登録できる者は、実施要綱等に同意した市内に事業所を有する個人又は法人とし、次の各号のいずれかに該当する業務を行うものは、加盟店等の登録対象から除外する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を営む者のうち、同条第4項を除く者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係する者
 - (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
 - (4) その他市長が不相当と認める者
- 2 加盟店等として登録を希望する場合は、次のすべての条件を満たさなければならない。
 - (1) 当市又は事務局から送信する電子メールを確認し、適切に対応できること
 - (2) 加盟店等の登録のために設けるウェブページからの登録又は事務局が電子メール等により案内する方法で登録ができること
 - (3) 登録後、本事業の期間終了まで本事業に参加する意思があること
 - 3 販売店への登録には、前項までに掲げる内容のほか、次のすべての条件を満たさなければならない。なお、過去に販売店として登録され、(5)又は(6)について不適切と市長に判断された者は、すべての条件を満たしていた場合であっても、販売店として登録できない。
 - (1) 別表1-1に掲げるポイントのチャージ期間、別表1-2に掲げるマネーのチャージ期間の双方の期間で適切な販売ができること
 - (2) 平塚市税の滞納がないこと
 - (3) 平塚商工会議所の会員である者（会費の滞納がない者）又は市が別に指定するキャッシュバック対象の事業者及びキャッシュバック対象外の大規模商業施設
 - (4) 利用者に対して、利用者端末へのアプリのインストールやアプリの操作支援等を行えること
 - (5) ポイント及びマネーの販売金（預り金）を適切に管理し、指定の方法により、期日までに事務局の指定する口座に振込を行えること（当該振込に係る手数料は、原則月1回まで事務局の負担とする。）
 - (6) チャージ端末を独自に用意し、店舗用のアプリをインストールして利用者端末に適切にチャージができること。
ただし、チャージ端末を独自に用意することが困難な場合は、当該端末を適切に管理し事業

終了後速やかに返却することを前提に、事務局から別表3に従って有償貸出を受けることができる。

- 4 マーレ取扱店は、加盟店のうち、その取り扱う商品すべてが国の定める地場産基準を満たしている店舗とする。
- 5 市又は事務局は、加盟店等の登録状況について、実態と相違がないか等を必要に応じて調査することができる。加盟店等は、調査が行われる場合には、誠意をもってこれに協力しなければならない。

(加盟店等の遵守事項)

第7条 加盟店等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染拡大予防策を講じること
 - (2) のぼり旗等を店頭等の目立つ場所に表示すること
 - (3) 対象取引において、ポイント等の利用を拒まないこと
 - (4) 自らの事業上の取引に使用しないこと
 - (5) 自店舗で使用されたかのように偽って取引する等の不正な行為を行わないこと
 - (6) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと
- 2 市又は事務局は、加盟店等が前項に規定する事項を遵守しているか、必要に応じて調査することができる。加盟店等は、調査が行われる場合には、誠意をもってこれに協力しなければならない。

(加盟店等の登録取消し)

第8条 市又は事務局は、加盟店等が登録した内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、加盟店等の登録を取り消すことができるものとする。

(ポイント等の換金手続き)

第9条 ポイント等の換金額は別表4-1に基づき算出することとし、別表4-2のスケジュールに基づき実施する。

- 2 事務局は、別表4-1に基づき算出された金額について、郵送または登録されたメールアドレス宛にメールで通知する。

(ポイント等の払戻し)

第10条 使用期限内に使用されなかったポイント等の払戻しは、一切しないものとする。なお、使用されなかったポイント等は市の歳入として取り扱う。

(事業の委託)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この事業の運営事務を委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2（2020）年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4（2022）年2月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降のポイント等の発行について適用し、同日前のポイント等の発行については、なお従前の例による。

別表 1-1 ポイントのチャージ期間及び使用期間

名称	チャージ期間	使用期間
ポイント	2022年6月1日正午から6月20日まで	2022年6月1日正午から 2023年1月31日まで

別表 1-2 マネーのチャージ期間及び使用期間

名称	チャージ期間	付与期間	使用期間
マネー	2022年7月1日正午から 2023年1月31日まで	行政ポイントとしての 付与期間は別途定める	2022年7月1日正午から 2023年3月31日まで

※マネー還元の対象期間は、2022年7月1日正午から2023年2月末日まで

別表 1-3 マーレを返礼品として選択できる寄附の受入期間及び使用期限

名称	対象となるふるさと納税（寄附）の 受入期間	使用期間
マーレ	2022年6月1日正午から12月31日まで	2022年6月1日正午から 2023年3月31日まで

別表 2 ポイント等の使用対象外となるもの

名称	使用対象外
ポイント マネー	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など） ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・商品券の交換または売買 ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む） ・会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、ポイント等の使用期限を超えるもの ・その他、各加盟店が指定するもの
マーレ	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、国の定める地場産基準に合致しないもの

別表3 事務局からのチャージ端末有償貸出

チャージ期間	貸し出し料
ポイント 2022年6月1日から6月20日	8,800円(税込)
マネー 2022年7月1日から2023年1月31日	

- ・ポイント、マネーのいずれかのみを選択することはできない
- ・貸し出し料は、上記期間を通じた総額
- ・途中解約した場合であっても返金は行わない
- ・貸し出し料は、2022年6月分の精算において、事務局が計算して利用額等から精算する

別表4-1 ポイント等の換金額の算出

ポイント			マネー				マーレ	事務局から チャージ 端末貸出
ポイント販売金 (預り金)	ポイント利用	販売店キャッ シュバック	マネー販売金 (預り金)	マネー利用	販売店キャッ シュバック	アンケート 報酬	マーレ利用	
P	<u>p</u>	 	M	<u>m</u>	<u>c</u>	Ma	<u>w</u>	R

①加盟店等に属すべきもの

<u>p</u> : 加盟店でのポイント利用
<u>m</u> : 加盟店でのマネー利用
<u>w</u> : マーレ取扱店でのマーレ利用
<u>c</u> : 販売店でのマネー販売金に係るキャッシュバック

②事務局に属すべきもの

P : 販売店でのポイント販売金(預り金)
M : 販売店でのマネー販売金(預り金)
Ma : 加盟店等がアプリを利用して独自に実施したアンケートで利用者にマネーを報酬として配布した場合の報酬総額
R : 販売店が事務局から有償でチャージ端末の貸し出しを受けた場合の貸し出し料 ※2022年6月分の精算において一括で精算

① - ② > 0 の場合 事務局が加盟店等に振込

① - ② < 0 の場合 加盟店等が(振込手数料を差し引いたうえで)事務局に振込

別表4-2 ポイント等の換金スケジュール

6月、7月分

	締め切り日	振込日	
		①-② \geq 0	①-② \leq 0
		事務局が振り込み	加盟店等が振り込み
6月1日から 6月20日までの分	6月20日締め	7月7日を予定	6月30日まで
6月21日から 7月31日までの分	7月31日締め	8月5日を予定	8月19日まで

上記以外の月（8月から2023年3月）

	締め切り日	振込日	
		①-② \geq 0	①-② \leq 0
		事務局が振り込み	加盟店等が振り込み
1日から月末日分	当該月末締め	締め日の翌月5営業日 以内を予定	締め日の翌月の20日まで ※20日が土日祝日の場合は前営業日まで

①-② \leq 0において、加盟店等がスケジュールに基づく期限までに請求額を振り込まなかった場合、事務局は、期限後翌月以降の該当店舗で利用されたポイント等の額面を請求額の一部又は全部に充てて相殺することができる。